

社団法人 日本鋼構造協会 共同研究取扱規程〈その2〉

平成14年6月11日 理事会制定

(総 則)

第1条 社団法人日本鋼構造協会（以下「協会」という。）と複数の正会員（以下「参加会員」という。）との間で共同研究（以下「共同研究」という。）を実施する場合の取り扱いは、この規程による。

(共同研究実施の可否)

第2条 共同研究の実施の可否は、運営委員会幹事会の議を経て、理事会において決定する。ただし、研究費が1,000万円未満の軽微なものについては、運営委員会幹事会の議を経て、会長が決定することができる。

2 前項の規定により会長が共同研究の実施を決定した場合、共同研究の内容を速やかに理事会に報告しなければならない。

(共同研究の実施手続)

第3条 共同研究の企画・立案は、共同研究の実施に関して調整にあたった協会内常設の委員会（以下「担当常設委員会」という。）が行なう。

2 担当常設委員会は、予め件名、研究目的、研究内容、研究期間、研究費用、研究費の分担、予定参加者数等を明示した共同研究計画書を作成しなければならない。

3 担当常設委員会は、共同研究の実施を決定後、速やかに参加会員を公募するものとする。

4 参加会員の確定後、協会は参加会員との間で、共同研究協定を締結するものとする。

5 共同研究協定の協会側の契約当事者は会長とし、研究実施の責任者は第4条第1項に規定する共同研究担当組織の委員会又は主査とする。

6 共同研究成果の取り扱いについては、参加者と協議の上決定するものとする。

(研究担当委員会の決定)

第4条 協会は、共同研究の担当組織として、既存の委員会、或いは共同研究実施のために特別に設置する委員会又はワーキンググループ（以下「研究担当委員会」という。）をもって充てる。

2 前項の研究担当委員会の決定は、運営委員会幹事会が行う。

3 前第1項の規定により特別に委員会又はワーキンググループを設置する場合、これを管掌する上部組織は、原則として担当常設委員会とする。

(共同研究の実施)

第5条 共同研究の実施は、研究担当委員会がこれにあたる。

2 共同研究委員会は参加会員をもって構成する。ただし、協会及び参加会員が必要と認めた場合、協会の第2種正会員である学識経験者及び会員外の専門家を加えることができる。

2 共同研究委員会は、協定締結完了後、研究計画に基づき速やかに研究を実施する。

(共同研究の完了)

第6条 共同研究が完了したときは、参加者と協議してその成果をまとめて報告書を作成し、理事会にその概要を報告するものとする。

2 共同研究の成果については、参加者の了解のもとに、公表できるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成14年6月11日より施行する。